

# 平成24年度高鍋町事務事業評価表

## ◎事務事業の概要

事務事業名	一般廃棄物不法投棄監視			基本目標	美しく良好な景観の創出			
担当課(局)・係	町民生活課	環境保全係	記入者	金丸寿生	評価者	三浦 敏	開始年度	年度

## ◎事務事業の目的・内容

事業の目的	対象(誰を・何を)	一般廃棄物不法投棄監視										
	意図・目的	不法投棄の監視及び不法投棄通報への対応										
事業の内容	町内の公的施設への不法投棄の監視及び不法投棄通報への対応。不法投棄者への指導。											
23年度決算額		62	千円	24年度予算額		112	千円	事業従事者数	H23 0.30 人	H24 0.30 人		
主な支出項目	手数料	62	千円	財源内訳	国庫支出金		千円	23年度人件費	2,141 千円			
			千円		県支出金		千円	24年度人件費	2,143 千円			
			千円		地方債		千円	24年度予算額における一般財源の割合(H24)		100.0	%	
			千円		一般財源	112	千円	根拠法令・要綱等があれば記載してください				
			千円				千円	廃棄物の処理及び清掃に関する法律				
町の補助事業	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 町単独補助 <input type="checkbox"/> 国県補助			補助事業名		-						
	補助交付団体			補助金要綱		-						
	23年度	補助額	-	千円	補助の形態	-	H24年度補助額	-	千円	終期	-	年度
		団体の決算額	-	千円	H23年度までの見直しの状況・評価委員会での決定事項等							
		補助の割合	-	%								
繰越額		-	千円									

## ◎成果指標と活動指標

成果指標	成果指標名	何を狙い、どのような成果が得られたのか	
	1 不法投棄物廃棄物の回収	ポイ捨てされたごみ(ボランティア回収含む)の回収を行い、町の美化に努めた。	
	2 不法投棄物の処理料	ポイ捨てされたごみの内、家電やタイヤ等の適正処理を行った。	
	3 不法投棄者への指導	不法投棄原因者への指導を行った。	
活動指標	活動指標名	どれほどの活動をしたのか、事業の手法、手順等を詳細に	
	1 パトロール回数	定期的に不法投棄の監視を行った。	
	2 看板設置	不法投棄の情報に対応し、看板を設置した。	
	3 監視カメラ借受設置	環境省の事業を利用し、不法投棄監視カメラの設置を行った。	

## ◎達成状況

指標名	単位	22年度	23年度	24年度
		目標値	5,000	5,000
不法投棄物廃棄物の回収	実績値	8,910	8,720	
	達成率	178.2%	174.4%	
	目標値	0	0	0
不法投棄物の処理料	実績値	2,467	61,145	
	達成率			
	目標値	9	14	-
不法投棄者への指導	実績値	9	14	
	達成率	100.0%	100.0%	
	目標値	150	150	150
パトロール回数	実績値	100	150	
	達成率	66.7%	100.0%	
	目標値	10	10	10
看板設置	実績値	15	12	
	達成率	150.0%	120.0%	
	目標値	90	90	60
監視カメラ借受設置	実績値	50	50	
	達成率	55.6%	55.6%	

事務事業名	一般廃棄物不法投棄監視	担当課(局)	町民生活課
-------	-------------	--------	-------

◎事務事業の評価

	担当者記入欄	評価する項目	点数
			自己評価
妥当性 (必要性)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第1項にて、市町村は、『一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずよう努める』とあり、一般廃棄物の不適正な処理となる不法投棄の監視事業は町にて行うものとする。 不法投棄等による廃棄物は、施設等の所有者(管理者)にて処理されるべきものであり、町の管理施設については、町(管理担当課)が行うもの、民有地については所有者若しくは管理者によるものとする。	◎目的からして町が行うべきか	2
		◎同様の事業を他課・他団体で行っていないか	2
		◎社会情勢(住民ニーズ)に適応しているか	2
		◎事業廃止による影響があるのか	2
有効性	看板の設置等で町道脇への投げ捨ての減少がみられた。 原因者を示すものがあつた場合は、原因者への指導を行い、また悪質な者に対しては、警察との連携を図って対応している。	◎目標に対して成果は得られているか	2
		◎すでに目的は達成されていないか	1
効率性	町道等への廃棄物回収及び看板の設置で、安易な投棄は減少している。巡回監視を効率的に行うことで、ガソリン代等に係る経費の削減は可能であるが、啓発看板等の設置は必要と考える。 また、平成23年度も環境省の不法投棄監視カメラ無償貸付事業を活用し、投棄多発箇所の昼夜の監視を行い、投棄事実の確認に至っている。	◎活動量の効果は実際に上がっているか	2
		◎費用対効果が十分に認められるか	2
協働性	不法投棄の監視については、投棄されている場所や時間を考えると協働は困難と考えるが、投棄された廃棄物の回収については、公共の場などボランティアによる清掃活動が積極的に行われている。	◎町民との協働の可能性はあるか(ボランティア・NPO等)	2
合計(最高18点)			17

※町補助をしている場合のみ記入

公平性 (公益性)	◎公益性が高いか ※公益性:不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与していること	
	◎行政では対応できない部分を、補助事業がカバーしているか	
	◎町民の理解が得られる事業であるか	
合計(最高4点)		0
その他		

◎総合評価(今後の方向性を含む)

総合評価	◎担当者の方針に対する評価者としての所見  ◎統括者として、どのように事業を進めるべきと考えているか、等	住民からの通報により、不法投棄されたごみを回収しているが、保管場所がすぐにいっぱいとなり、例年その分別、廃棄作業等に多大な人員や経費を費やしている状況である。 不法投棄の原因者が特定されれば警察とも連携を取っているが、特定されることは稀である。平成23年度も環境省の監視カメラを借用したが、際立った効果は出てない状況である。 今後の対策も看板の設置や広報等による呼びかけ程度の方法しか考えられない状況である。	今後の方向性				
			事業の方向性	コスト			
総合評価			拡充			○	
			維持				
			縮小				
			廃止				
			廃止	縮小	維持	拡充	

◎事務事業評価委員の意見等

・不法投棄禁止の啓発のためにも、やらなければならない事業である。 ・不法投棄の抑制に監視カメラが有効でなければ、新たな方策の検討が急がれる。 ・効果がなく、人手がかかるようであればカメラの購入の必要はないと考える。 ・不法投棄による処理費用の増大や環境問題等において対策が必要である。 ・監視カメラを購入するのは費用対効果を考えると非常に厳しいと思われる。現在の方法(リース)を継続するのがコスト面からも妥当だと思われる。	◎今後の方向性	
	事務事業評価委員会	
	判定	維持
		外部評価委員会
		判定